

静岡県立浜松学園

2019年度 随時募集案内

1 随時募集の概要

障害者総合支援法第19条第1項の規定により、介護給付費等の支給決定を受けた障害者に対して就職に必要な訓練・支援を行います。

2 募集対象者

- (1) 以下の基準を満たす者を選考し、入園を決定します。
 - ① 障害者手帳又は主治医の意見書を取得していること
(就労移行・施設入所支援の支給が決定される者)
 - ② 本人に高い就労意欲があること
 - ③ 集団生活への適応が可能なこと
 - ④ 学園生活(寮生活)及び就労について保護者(身元引受人)の協力が得られること
- (2) 18歳未満の場合は、児童相談所長が障害者支援施設に入所・通所することを適当と認める者(児童福祉法第63条の3の特例通知が得られる者)。
- (3) その他、本学園が認めた者。
学園にご相談ください。

3 訓練期間

最長2年間とします。

4 募集期間

随時

5 入園選考

- (1) 入園希望の申込み書類を受付後(応募後)、入園希望者(本人)と日程を調整のうえ、入園選考を実施します。
- (2) 入園選考は、本人との面接及び必要に応じて保護者(身元引受人)との面接等を行い、総合的に判断します。
- (3) 入園選考を実施後1週間以内に、本人及び住所地の市(区)役所・町役場へ選考結果を通知します。

6 応募手続き

○市(区)役所・町役場からご提出いただくもの：

- ① 個人記録票 《市(区)役所・町役場が作成します。》
- ② 18歳未満の場合には、児童福祉法第63条の3により児童相談所長が発行する『15歳以上の児童の特例にかかる通知書』の写し

○応募者にご準備いただくもの：

- ③ 医療情報 《定期的に医療機関に受診中の方。》

※ 入園を希望される方は、事前に浜松学園を見学し、当学園の概要について説明を受けてから、お住まいの市(区)役所・町役場の障害福祉担当課に相談・入園希望の申込みをしてください。

7 その他

- (1) 入園に当たっては、本人及び保護者（身元引受人）と施設障害福祉サービスの利用契約書を締結します。（入園後は収入に応じて利用料が必要になります。）
- (2) 作業訓練の過程で作業能力に応じて工賃が支払われます。（受注業務量等により毎月の工賃は変動します。）

お問い合わせ先

静岡県立浜松学園

〒431-2102 浜松市北区都田町9 4 7 8 - 1

【電話】 053-484-1100 【FAX】 053-428-7521